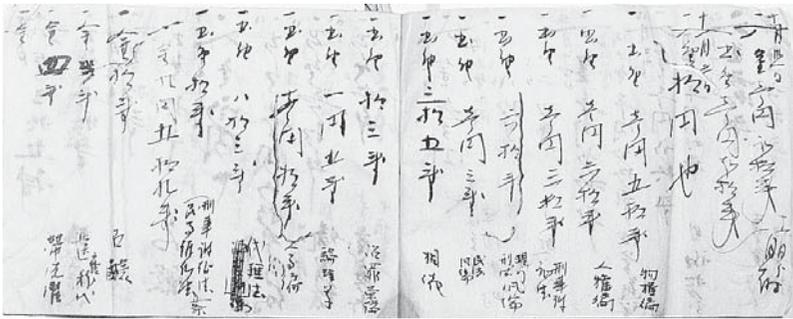


東京法学院時代の教科書と出版

一八八九（明治二十二）年十月、英吉利法律学校は校名を東京法学院と改めた。この改称は、東京文學院・東京医学院とともに三学院が連合して私立総合大学をつくることを前提にしたものだった。この背景には、一方で大学院と分科大学からなる帝国大学が発足したこと、他方で大日本帝国憲法をはじめとする諸法典の発布・整備があり、これへの対応が課題となっていた。

さて、翻刻原書と講義録を柱としていた英吉利法律学校の教科書と出版のあり方は、こうした背景のもとで、東京法学院時代に大きく変わった。『中央大学二十年史』によれば、八八年に一七冊と集中した原書出版については、その後メイン『古代法』やポロック『私犯法』、ラレー『財産法』の翻刻・出版が年一冊ずつなされたが、以後はほとんど翻刻されなくなった。

九二年九月、初めて講師の著書、江木衷の『刑法原論』が東京法学院から出版された。しかし、その後、講



浅野弁一郎『金銭出入帳』

を体系的に批判し、施行延期論を根拠づける重要な役割を法典論争において果たした江木衷『日本民法財産篇物権之部』（有斐閣）と推測される。また、このほかにも江木の『現行刑法汎論』や『近世民法汎論』をはじめ、有斐閣や博文館、博聞社等の書籍が、土方寧『人権法』、倉富勇三郎『刑事訴訟法講義』など、講義録を一冊にまとめたものとともに見られる。

この浅野の記録からは、東京法学院の講師たちが、次第に専門的

師の著書としては伊藤悌治・今村信行共著『民事訴訟法正解』、および立作太郎、美濃部達吉らの翻訳書が出版されただけで、東京法学院の教科書と出版の基本的な方向とはならなかった。

ところで、写真の資料は、茨城県結城郡出身の浅野弁一郎が十八歳の時、東京法学院在学時代につけていた『金銭出入帳』（九三年）の一部である。物権編、人権編、刑事訴訟法、現行刑法汎論、民法汎論、相続、治罪原論、論理学、人事編、代理法、刑事訴訟法・民事訴訟法正条などの書名が細かい文字で書き込まれている。

もちろんそれらは東京法学院の教科書の購入書目であり、総計で九円五九銭の借金と計算されている。当時、浅野の下宿代が一ヶ月四円前後であったから、その二ヶ月分以上の教科書代であった。ちなみに、現在定価五〇〇円の『法学新報』は当時一冊一〇銭であった。

それはさておき、ここに見える「物権編」は、旧民法

な出版社から教科用図書を出版するようになりつつあることがうかがわれる。江木はその代表的な例であるが、有斐閣一社に限ってみても、穂積陳重、穂積八束、戸水寛人、奥田義人、美濃部達吉、岡野敬次郎など、多くの東京法学院講師が著書を出版している。

これらは、言うまでもなく新たな帝国憲法発布以降の法体系を踏まえた研究書であったが、法典論争の激しい展開ともあいまって、一般にも法律書の需要が高まり、前記出版社のほかにも春陽堂、金港堂、文学社等、当時の主な出版社からも次々と法律関係の出版物が出されるようになっていく。

こうした事情を踏まえて東京法学院の出版事業は、先に触れた若干の講師の著書の出版と講義録を手掛けたものの、九五年以降は、『大審院判決録』・『行政裁判所判決録』といった基礎的な資料の編集・出版という方向に大きく転換していくこととなる。また、東京法学院の教科書は、大勢としては専門書出版社の書籍への依存傾向を強めていったのである。